

## 出雲記念館キャラクター「縁丸着ぐるみ」・「縁丸ロゴマーク」利用に関する規定

### (目的)

#### 第1条

この規定は出雲記念館(以下「当館」という)イメージキャラクター「縁丸着ぐるみ」・「縁丸ロゴマーク」(以下「キャラクター等」という)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (使用承認申請)

#### 第2条

キャラクター等を利用しようとする者は、あらかじめ(様式第1号)に必要な書類を添付して、当館に提出し、その許可を受けなければならない。

### (貸与の許可)

#### 第3条

当館は前条の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクター等の使用を許可する。

- 1、当館の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- 2、法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- 3、キャラクター等の利用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合。
- 4、キャラクター等のイメージを損なうおそれがあると認められる場合。
- 5、その他、当館がキャラクター等の使用について不適當であると認めるとき。

### (使用料)

#### 第4条

キャラクター等の使用料は当分の間無料とする。

### (使用上の遵守事項)

#### 第5条

- 1、許可された用途のみに使用する事。
- 2、当該利用に係る物件の完成品を提出する事。ただし、提出が困難なものについては写真等を提出する事。
- 3、縁丸ロゴマークは商標登録済み(商標登録第5366972)ですので、商品等の利用、宣伝または広告に際しては(「**縁丸**・ENMARU®」)を、その商品、包装、広告等に明示するようして下さい。

### (貸与許可の取り消し)

#### 第6条

利用者が、この規定に違反したときは、その許可を取り消すとともに、以後の使用は許可しない。この場合使用許可を受けた者に障害が生じても、当館はその責任を負わない

(損失補償等の責任)

#### 第7条

- 1、当館はキャラクター等の利用を承諾した事に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。
- 2、利用者はキャラクター等を利用した商品等の暇疵により第3者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、当館に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
- 3、利用者は、キャラクター等の利用に際して故意又は過失により当館に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を当館に賠償しなければならない。
- 4、着ぐるみに関して汚損した場合は、使用許可を受けた者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。
- 5、前項の規定に関わらず、当館が、着ぐるみの補修またはクリーニングを求めたときは使用許可を受けた者はこれに従わなければならない。
- 6、着ぐるみに関しての点数は「本体、耳、ズボン、靴、手袋、小槌」の6点になります、返却時点数確認し紛失の無いようにお願いします。

#### 第8条

(補足)

この規定に定めるものの他、着ぐるみの取り扱いに係る必要な事項は、当館が別に定める。

#### 附則

この規定は、平成25年4月25日より施行する。